



人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)

人事評価制度と賃金制度の整備を通じて生産性の向上と賃金アップ
および離職率の低下に取り組む事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 次の制度整備をすべて行い、実施すること
 - (1) 「人事評価制度等整備計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
 - (2) (1)の整備計画に基づき、賃金アップを伴う人事評価制度および賃金制度を整備すること
※労働協約または就業規則に定めていること
 - (3) 賃金アップを伴う人事評価制度および賃金制度をすべての正規労働者に実施すること
2. 次の目的をすべて達成すること
 - (1) 人事評価制度等の「実施日の属する月の前月」と「実施日の属する月」に対象労働者に支払われた「毎月決まって支払われる賃金」の総額を比較した時に、3%以上増加していること
 - (2) 評価時離職率を、計画時離職率より下表に記載する離職率ポイント以上低下させること

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分	1～300人	301人以上
低下させる離職率ポイント	現状維持	1%ポイント

- (3) 評価時離職率が30%以下となっていること

受給内容

1 適用事業所あたり **80万円**

取り扱い機関

公共職業安定所